

令和3年度版

八幡平市

地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

年次報告書

令和2年度実施状況



八幡平市

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、市が行う事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため「八幡平市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定したものです。

本計画の推進にあたっては、市域から排出される温室効果ガスの削減を図るための「八幡平市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合・連携を図りながら推進します。

2 計画の期間

計画の期間は、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013（平成 25）年度を基準年度とし、計画の目標年度は、2030（令和 12）年度とします。

計画期間は、目標年度に合わせて、2018（平成 30）年度～2030（令和 12）年度までの 13 年間とします。また、本計画の上位計画である環境基本計画の目標年度である 2021（令和 3）年度に計画の中間検証を実施することとします。なお、情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3 対象とする範囲

（1）事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、市の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。

（2）組織施設等の範囲

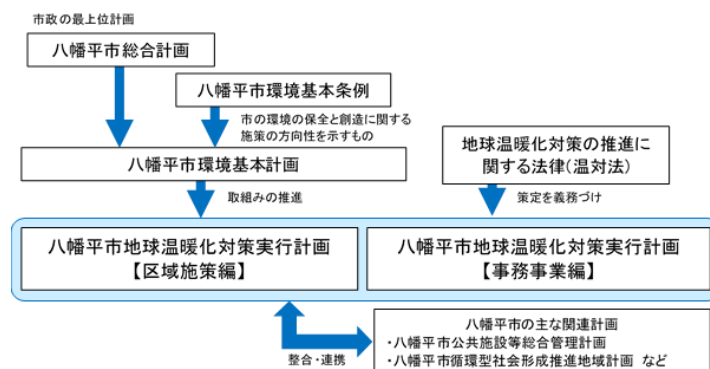
対象とする組織施設等の範囲は、八幡平市役所を構成する組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。また、指定管理者制度施設についても、対象施設に含めます。

4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で規定する 7 種類の物質のうち、市の事務事業から排出される、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 物質とします。

5 計画の位置づけ

本計画は市政の最上位計画である「八幡平市総合計画」や市の環境の保全と創造に関する施策の方向性を示す「八幡平市環境基本計画」の下位計画に位置づけられ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に該当します。



第2章 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減目標については、国の目標に準じた 2030（令和 12）年度目標として 2013（平成 25）年度比 26％削減とします。このうち、公用車を除くエネルギー起源 CO₂については、国の「業務その他部門」における削減目標に準じ、2030 年度に 2013（平成 25）年度比 40％削減とします。

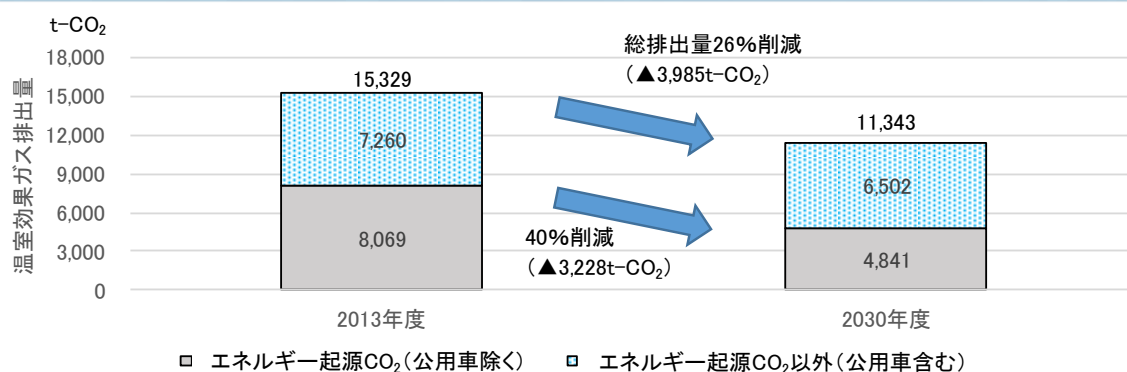
また、目標達成に向けた進捗管理を行うため、中間目標として 2021（令和 3）年度に 2013（平成 25）年度比 8％削減を掲げます。

温室効果ガス排出量の削減目標（目標年度 2030 年）

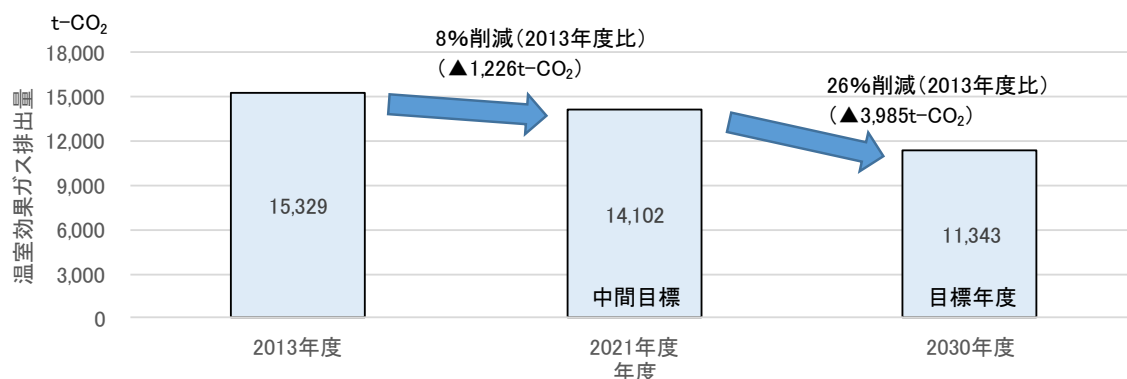
温室効果ガス総排出量 26％減（2013（平成 25）年度比）

このうち、エネルギー起源 CO₂（公用車の使用を除く）は 40％削減

また、中間目標として 2021 年度までに 2013（平成 25）年度比で 8％削減



温室効果ガス排出量の削減目標



第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月環境省）に基づき、1 年間の活動量に排出係数を乗じて算定しています。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活 動 量：燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

2 温室効果ガス排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量

2020（令和 2）年度の温室効果ガス総排出量は 15,248t-CO₂ となり、2019（令和元）年度から 1.3%増加しました。基準となる 2013（平成 25）年度と比較しても、わずか 0.5%の減にとどまっており、2021 年度までの 8 %削減及び 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、市民の手本となるべく、市役所の取り組み及び取組姿勢の抜本的な見直しが必要です。

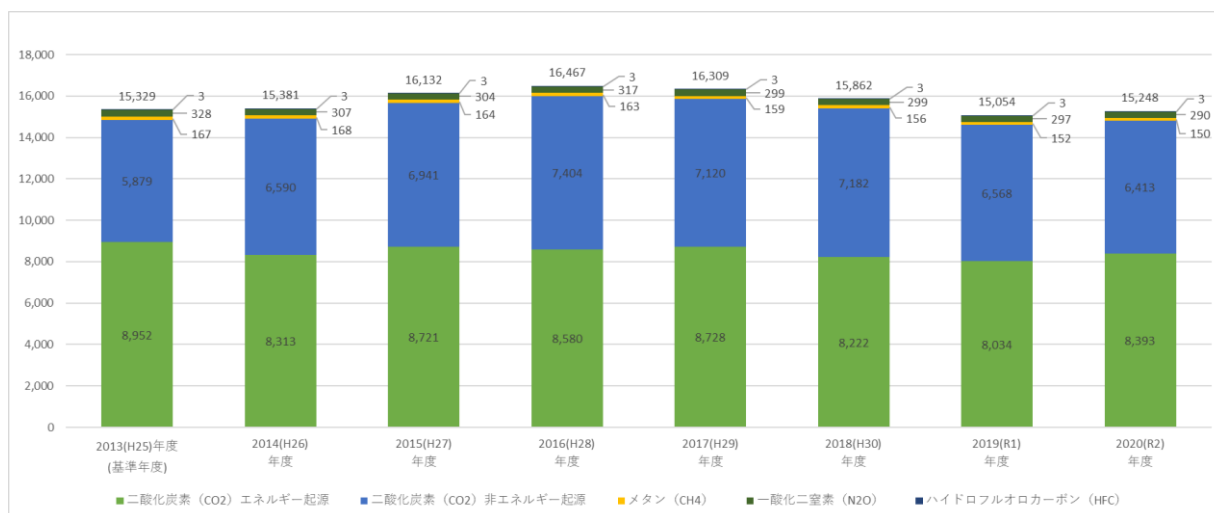
温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量の推移

（単位：t-CO₂）

項 目		年 度					増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
		2013 (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)		
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	8,952	8,728	8,222	8,034	8,393	4.5%	-6.2%
	非エネルギー起源	5,879	7,120	7,182	6,568	6,413	-2.4%	9.1%
メタン(CH ₄)		167	159	156	152	150	-1.3%	-10.2%
一酸化二窒素(N ₂ O)		328	299	299	297	290	-2.5%	-11.6%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		3	3	3	3	3	0.0%	0.0%
総排出量		15,329	16,309	15,862	15,054	15,248	1.3%	-0.5%
基準年度比増減率		—	6.4%	3.5%	-1.8%	-0.5%		

※表中の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算後の値です。

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



(2) エネルギー起源 CO₂ 排出量

八幡平市役所の事務事業により排出される温室効果ガスのうち、半分以上を占めるエネルギー起源 CO₂ 排出量は、2020（令和 2）年度は 8,393t-CO₂ となり、2019（令和元）年度から 4.5%増加しました。

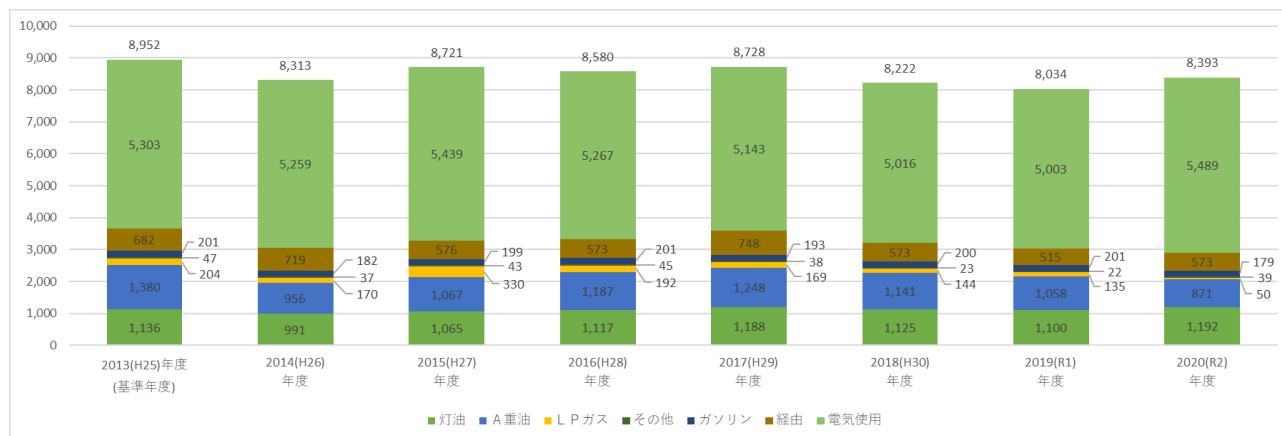
基準となる 2013（平成 25）年度と比較すると全体としては 6.3%減少していますが、約 6 割を占める電気使用による排出量が 3.5%増加しており、節電の取り組み強化が必要です。

エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

（単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類	活動区分			年 度					増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
				2013 (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)		
エネルギー起源 CO ₂	燃料使用	施 設	灯油	1,136	1,188	1,125	1,100	1,192	8.4%	5.0%
			A 重油	1,380	1,248	1,141	1,058	871	-17.7%	-36.9%
			LP ガス	204	169	144	135	50	-63.1%	-75.5%
			その他	47	38	23	22	39	76.0%	-16.9%
		公用車	ガソリン	201	193	200	201	179	-10.8%	-11.0%
			軽油	682	748	573	515	573	11.3%	-16.0%
	電気使用			5,303	5,143	5,016	5,003	5,489	9.7%	3.5%
合 計				8,952	8,728	8,222	8,034	8,393	4.5%	-6.3%
基準年度比増減率				—	-2.5%	-8.2%	-10.3%	-6.3%		

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



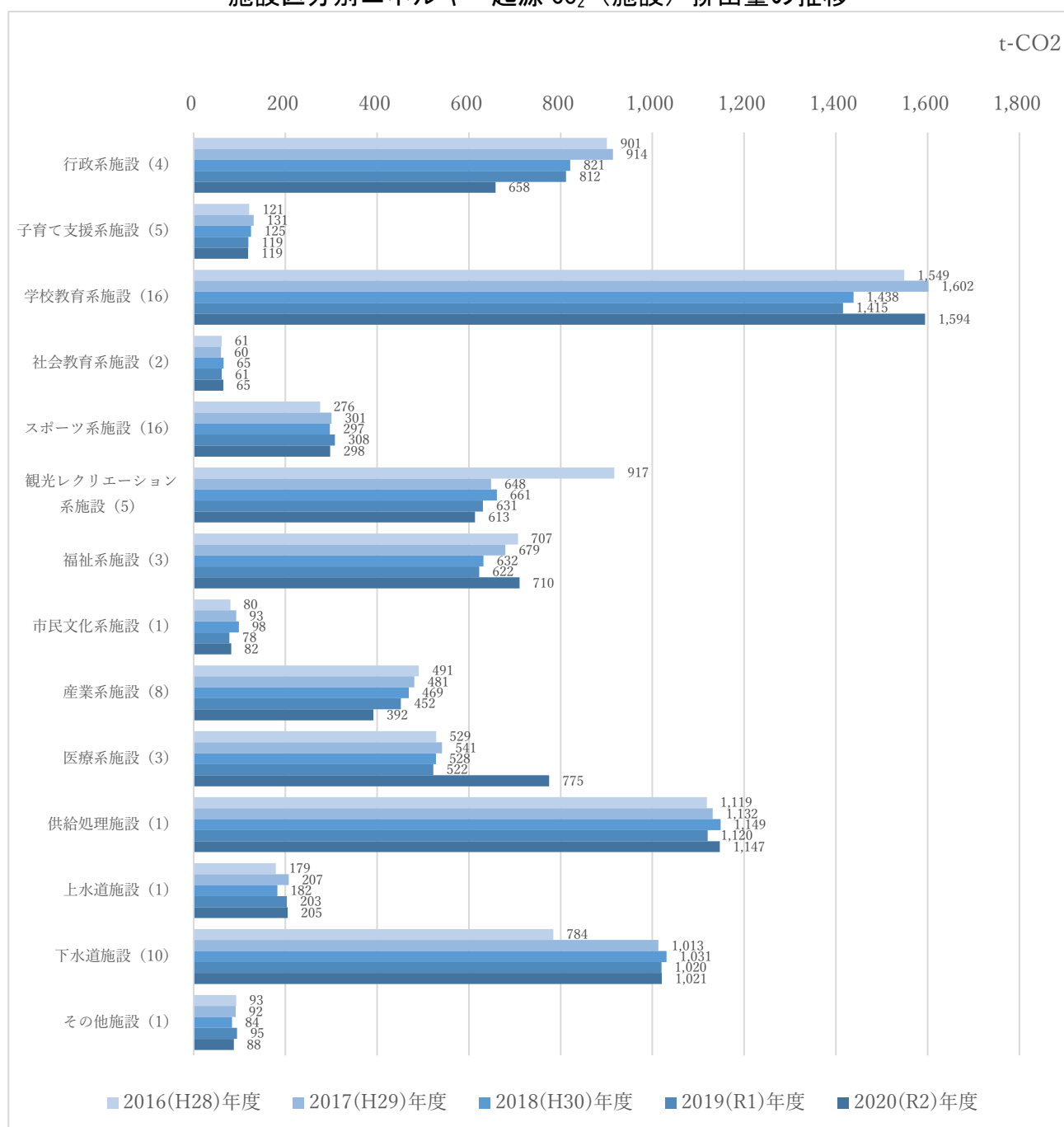
(3) 施設区別エネルギーの使用によるエネルギー起源 CO₂ 排出量

施設区別に公用車を除いたエネルギー（燃料及び電力）の使用によるエネルギー起源 CO₂ 排出量は、学校教育系施設が最も多く、次いで供給処理施設となっています。

西根総合支所が西根地区市民センター内へ移動したことにより、行政系施設における CO₂ 排出量が減少した一方、国民健康保険西根病院が八幡平市立病院に移転したことにより、医療系施設の CO₂ 排出量が大幅に増加しました。

また、学校教育系施設において電気の使用を起源とする CO₂ 排出量及び灯油の使用を起源とする CO₂ 排出量が増加しています。電気の使用を起源とする CO₂ 排出量の増加は、教室へのエアコン設置が要因と考えられます。

施設区別エネルギー起源 CO₂（施設）排出量の推移



エネルギー起源 CO₂ 排出量が多い上位 10 施設の排出量は、全施設の排出量の約 5 割を占めており、エネルギー起源 CO₂ 排出量が最も多い施設は清掃センターとなっています。令和元年度までは、次いで本庁舎（八幡平市役所）となっていたましたが、令和 2 年度に国民健康保険西根病院が八幡平市立病院として移転し、延べ床面積が広がったことに伴い、八幡平市立病院の排出量の方が多くなっています。

基準となる 2013（平成 25）年度と比較すると、排出量が多い上位 10 施設の合計排出量は減少していますが、全施設での取り組み強化が必要です。

施設別エネルギー起源 CO₂（施設）排出量の推移

（単位：t-CO₂）

施設名称	年 度									
	2013(H25) (基準年度)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
清掃センター	1,196	14.8%	1,130	14.7%	1,146	15.4%	1,118	15.3%	1,147	15.0%
岩手山焼走り国際交流村	656	8.1%	261	3.4%	276	3.7%	266	3.6%	220	2.9%
本庁舎(八幡平市役所)	－	－	455	5.9%	447	6.0%	439	6.0%	455	6.0%
国民健康保険西根病院※	429	5.3%	411	5.3%	407	5.5%	403	5.5%	644	8.4%
西根総合支所	379	4.7%	248	3.2%	202	2.7%	207	2.8%	11 位以下	
西根地区学校給食センター	346	4.3%	335	4.3%	328	4.4%	329	4.5%	301	3.9%
綿帽子温泉館(安代老人憩いの家)	327	4.0%	328	4.3%	291	3.9%	296	4.0%	308	4.0%
自然休養村「なかやま荘」	293	3.6%	257	3.3%	262	3.5%	242	3.3%	248	3.2%
西根老人憩いの家	250	3.1%	229	3.0%	216	2.9%	220	3.0%	234	3.1%
道の駅にしね	230	2.9%	－	－	218	2.9%	222	3.0%	183	2.4%
八幡平温泉館「森乃湯」	204	2.5%	11 位以下		11 位以下		11 位以下		11 位以下	
上水道排水施設	11 位以下		203	2.6%	11 位以下		11 位以下		205	2.7%
上記 10 施設計	4,309	53.4%	3,868	50.1%	3,793	50.9%	3,742	51.1%	3,945	51.6%
その他の施設計	3,760	46.6%	3,838	49.9%	3,656	49.1%	3,576	48.9%	3,696	48.4%
全施設合計	8,069	100.0%	7,706	100.0%	7,449	100.0%	7,318	100.0%	7,641	100.0%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2020（R2）年 8 月から八幡平市立病院

(4) エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、2013（平成 25）年度以降 2018（平成 30）年度までは増加傾向となっていました。2019（令和元）年度から減少に転じました。

活動区分ごとにみると、一般廃棄物の焼却による排出量が最も多く、2020（令和 2）年度はエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の 96.7%を占めています。この傾向は 2013（平成 25）年度以降継続しています。

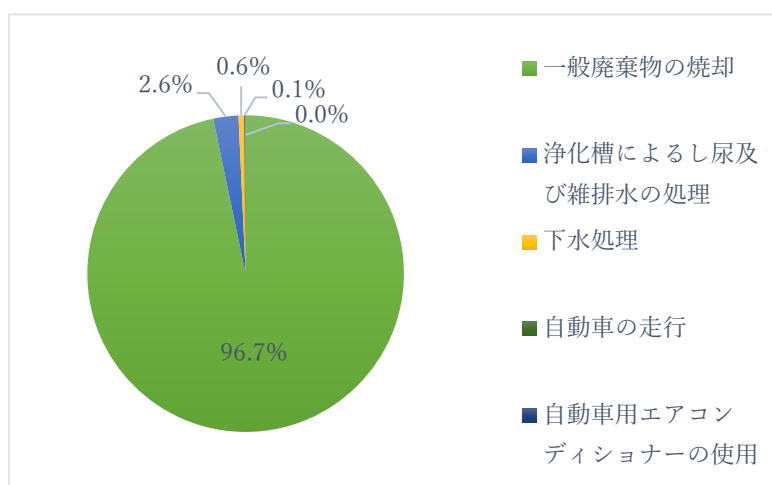
一般廃棄物の焼却（清掃センター）による CO₂ 排出量を、基準となる 2013（平成 25）年度と比較すると 501t-CO₂ 増加しており、エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量が増加（480t-CO₂ の増加）した主要因となっています。増加の要因として廃プラスチック類の焼却量の増加が挙げられることから、現在市では実施していないプラスチックごみの分別収集に取り組んでいく必要があります。

活動区分ごとのエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の推移

（単位：t-CO₂）

温室効果 ガスの種類	活動区分	年 度					増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
		2013 (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)		
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	一般廃棄物の焼却	6,129	7,340	7,404	6,790	6,630	-2.4%	8.2%
	浄化槽によるし尿及 び雑排水の処理	200	181	185	179	176	-1.8%	-12.3%
	下水処理	29	36	36	36	38	5.6%	33.2%
	自動車の走行	16	12	12	12	9	-25.8%	-44.2%
	自動車用エアコン ディショナーの使用	3	3	3	3	3	-0.6%	-8.2%
合計		6,376	7,572	7,640	7,020	6,856	-2.3%	7.5%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



2020 (R2) 年度

第4章 目標達成に向けた取組状況

温室効果ガスの削減に向けて、「みんなが地球環境に配慮し、低炭素化したまちづくりに取り組む 八幡平市」を基本目標に定め、3つの基本方針に基づき具体的施策を実施してきました。

しかし、一部の施策では取り組みが不十分であることから、目標の達成に向け、取組項目を再認識するとともに、取り組みの強化が求められています。

特にも、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」への取り組みについては、地方自治体は努力義務とされているものの、調達方針の策定や調達目標の設定、調達方針に基づいた調達の実施について検討していることが求められています。

<取り組みの強化が必要な施策>

1-1 省エネルギー行動の実践

(1) 照明に関すること

④残業時は、必要な場所のみ点灯させます。

(4) 公用車に関すること

⑤更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。

(5) その他の省エネルギー行動に関すること

①通勤時には、公共交通機関の利用を検討します。

1-2 省資源行動の推進

(1) 用紙使用量の削減

③パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らします。

④会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。

2-2 再生可能エネルギー設備の導入

①西根病院の移転新築の際には地中熱ヒートポンプ設備を導入し、導入した施設データは順次公開し、積極的に情報を発信します。

2-3 施設の運用改善

⑦公共施設の統合や複合化、廃止及び取壊し等により総量の縮減を図り、公共施設の供給量の適正化を推進します。

3-1 グリーン購入法適用商品等の推進

①物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。

3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進

⑧ペットボトルの正しい出し方を啓発し、廃プラスチック類の焼却量減を推進します。

3-4 イベント等における環境配慮

①配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努めます。